

## 第14章 点検・評価

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価  
(認証評価)  
結果

本学は、いわゆる大学設置基準の「大綱化」を受け、1993年に『行吉学園自己点検・評価推進委員会規程』に基づいて神戸女子大学自己点検運営委員会（その後、自己点検・評価運営委員会に改称。以下、「運営委員会」と示す。）を設置し、自己点検・評価を開始した。1994年には、その最初の成果として『大学の現況と点検・評価』（神戸女子大学、173pp.）を公表した。しかし、そこでの点検・評価結果は具体的な将来への方向付けの明瞭さに欠けているとみなされたことから、1994年には将来計画委員会を設置して（現在は解散）、点検・評価結果を体系的に整理・総合する作業を進めた。その成果は、1997年に『神戸女子大学将来計画委員会報告』（将来計画委員会、175pp.）としてまとめられ、教学を中心に広範囲の事項について問題点や課題を提示して改善を促した。提示された課題への取り組みに対する自己改革を進めた結果の公表は、阪神・淡路大震災が発生したこともあって遅れたが、2003年に大学、大学院、各部局のすべてを網羅する形の中身の濃い自己点検・評価報告書『神戸女子大学自己点検・評価－現状と課題－』（自己点検・評価運営委員会、131pp.）として公表された。

その後、2002年6月に本学の創設者の1人であり、長年強いリーダーシップを発揮して本学の運営に当たってきた行吉哉女理事長が勇退したことに伴い、本学はそれまでとは異なる新たな管理・運営体制で教育研究を推進することとなった。新体制の下での行吉学園の改革に関する議論は2003年から始まり、新たに設置された神戸女子大学改革推進本部と同運営会議が学内外の意見聴取を経た上で、2006年に『行吉学園・21世紀将来構想』（33pp.）を公表した。

一方、学校教育法が2004年4月1日に改正され、自己点検・評価とその公表及び7年以内ごとに認証評価を受けることが義務付けられたことから、2005年には自己点検を行う部会とその結果を評価する部会の2部会構成とする新しい運営委員会のシステムを導入し、認証評価に向けた自己点検・評価作業を開始した。最初の自己点検・評価の結果は、2005年末に『自己点検報告書・評価報告書・総括報告書』（自己点検・評価運営委員会、234pp.）としてまとめられた。

その結果、両者を総合して本学の新たな改革課題を示す作業が必要となり、常任理事会を中心となって、『行吉学園・21世紀将来構想』と『自己点検報告書・評価報告書・総括報告書』に、全教職員を対象として実施された提案アンケートの結果を加えた検討が進められ、2006年には教学的戦略的関係、管理運営の制度・組織関係、施設・環境関係の3つの領域にまたがる行吉学園の改革課題が21項目に絞り込まれた（『学園ニュース』第35号参照）。同時に、それまでの学園改革推進本部及び同運営会議は廃止され、自己点検・評価は自己点検・評価委員会が集中的に実施し、そこで明らかにされた改革課題について、常任理事会及びその事務局として新設された学園企画室の体制（後述）で取り組むことが決定された。

以上のように、本学は卒業生を社会に送り出すことによる社会に対する責任を強く認識して、自らの教育研究活動を恒常に検証し改善に繋いできたが、更に社会から本学が求められる教育研究の質の水準を確保するために、自己点検・評価における目標を設定し、これまでの自己改善の成果とその達成度に関して、積極的な姿勢で大学基準協会の認証評価を受けることとした。

### 目標

1. 本学は、自らの理念・目的の実現のために、学園自己点検・評価推進委員会の下、大学自己点検・評価委員会を組織し、教学、経営等の諸活動を不斷に点検し評価すると共に、その結果を大学構成員および社会に広く公表することとする。
2. 自己点検・評価作業により指摘された改善・改革課題は、自己点検・評価委員会委員長（学長）より提案された実施計画の原案を常任理事会が審議・決定した後、関係担当組織が改善・向上のための適切な方策を立て、実施に移すこととする。
3. 自己点検・評価委員会は点検・評価を一層効果的なものにするために、改善・改革活動の状況を P D C A (Plan, Do, Check, Action) サイクルに沿って継続的に把握し、その状況を広く大学構成員に周知徹底することとする。
4. 自己点検・評価委員会と常任理事会が緊密に連携して自己改革・改善を推進することにより、大学として定期的に認証評価を受審する態勢を整備することとする
5. 大学院については、自己点検・評価を実施する体制や点検・評価の方法について学部と同様の体制で議論を深めることとする。

### A. 自己点検・評価

必須・自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

必須・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

#### [現状の説明]

大学基準協会による認証評価を受けることを2006年に決定したことから、具体的準備作業の推進体制を見直した。

従来は行吉学園自己点検・評価委員会の下に神戸女子大学自己点検・評価運営委員会、神戸女子短期大学自己点検・評価運営委員会そして法人本部自己点検・評価運営委員会が設置されていたが、2008年4月1日より実情に合わせて、学園に自己点検・評価推進委員会を設置し、大学と短期大学に自己点検・評価の基本方針を示すこととした。また法人本部自己点検・評価運営委員会を廃止し、申請主体である神戸女子大学と神戸女子短期大学に自己点検・評価委員会を設置することとし、法人本部の自己点検・評価は大学と短期大学の自己点検・評価委員会と連携して行うこととした。

従って、本学の自己点検・評価は、神戸女子大学自己点検・評価委員会が実施している（『神戸女子大学自己点検・評価委員会規程』参照）。神戸女子大学が所属する行吉学園には、本委員会に加えて神戸女子短期大学が組織されており、それぞれが改革・改善活動の進捗状況を自己点検・評価し、その結果を行吉学園自己点検・評価推進委員会に提言する体制となっている（『行吉学園自己点検・評価推進委員会規程』参照）。

自己点検・評価委員会委員長は学長、委員の任期は2年で、その運営は統括責任者が担当する（2006年10月に神戸女子大学自己点検・評価運営委員会規程を整備、2008年4月1日に神戸女子大学自己点検・評価委員会規程を再整備）。2006年10月の規程改正で運営委員会に自己点検部会と評価部会を設けたのは、それまでの自己点検・評価が大学の変革や現状の記述に終始し、形式的・事務的或いは自己満足的な叙述に陥りがちで、費やした時間やエネルギーの割には、明確な問題認識を持った新たな改革・改善に向けた全学的努力に繋がっていなかったのではないかという反省に基づいている。自己点検部会は、本学の教育面や研究面或いは特化した個別的問題の点検を行い、それに対して評価部会が社会情勢や他大学の状況等と比較しながら全般的・包括的な評価を行った上で、両者を総合して本学の教育・研究水準の向上を図るた

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価  
(認証評価)  
結果

めの報告書としてまとめ、学長に提出する。新しいシステムを導入した2006年度には、自己点検報告書(109pp.)、評価報告書(87pp.)及び自己点検・評価領域基準別総括報告書(38pp.)で構成される『自己点検報告書・評価報告書・総括報告書』を学長に提出した。

2005年度からは、更に本格的に自己点検・評価に取り組むために、事務を担当する部署として新たに神戸女子大学自己点検・評価推進事務室を設置し、2009年に大学基準協会に提出する『自己点検・評価報告書』の作成に向けた作業を開始した。委員全員で、大学基準協会が設定した点検・評価項目を分担し、各項目について「現状の説明」、「点検・評価-長所と問題点」及び「今後の改善に向けた方策」をまとめるという、大学基準協会に提出する報告書の様式に沿った作業を行い、『自己点検・評価報告書(2007年度版)』を2008年3月作成することができた。それを本学教職員全員と理事等の関係者に配付し、精読した上で積極的な意見を提出することを求めた。

現在は、2009年に大学基準協会に提出する自己点検・評価報告書を完成させることに向けた取り組みを加速させた。そこで、2008年度については再度規程を改正し、認証評価を受けるべく体制を整え、委員会を2部会に分けずに、委員数も絞って、『自己点検・評価報告書(2007年度版)』に対する意見や2008年5月現在の大学基礎データ等に基づいて、問題点を修正・加筆する作業を進めた。なお、本学は中規模の大学であることから、各部局の自己点検・評価を行う分科会や大学院を対象とする自己点検・評価委員会は設置していない。

次に、自己点検・評価結果を将来の改善・改革に結びつける制度システムについて現状を説明する。

神戸女子大学が現在進めている改善・改革は、神戸女子大学改革推進本部が2006年にまとめた『行吉学園・21世紀将来構想』(33pp.)に基づく改革項目の洗いなおしと、2005年に自己点検・評価運営委員会が実施した自己点検・評価及び全教職員に対して行った提案アンケートを総合的に評価して、2006年に絞られた行吉学園の改革課題21項目(『学園ニュース』第35号)に基づいている。その作成に中心的役割を果たした神戸女子大学改革推進本部及び同運営会議は2006年に廃止されたことから、現在は行吉学園自己点検・評価推進委員会が恒常に自己点検・評価を実施し、本学の改革課題を明らかにしていくシステムに統一された。

一方、2006年には改革に取り組む体制を一新し、それまで理事会の下に設置されていた学園改革推進本部、同運営会議及び企画室に代わって、常任理事会とその下に事務局として新たに学園企画室を設置して、改革課題に取り組むこととなった。即ち、改革課題は常任理事会において審議、決定の後実行に移され、その事務を担当するのが学園企画室という体制に改められた(『学園ニュース』第37号参照)。

2007年後半からは、2008年度に大学基準協会で認証評価を受けることが決定されたことから具体的準備作業の必要から推進体制が見直され、学園に自己点検・評価推進委員会を設置し、大学と短期大学に自己点検・評価の基本方針を示すこととした。また法人本部自己点検・評価運営委員会を廃止し、申請主体である神戸女子大学と神戸女子短期大学に自己点検・評価委員会を設置することに体制を改めた。

いよいよ2009年1月に大学基準協会に「自己点検・評価報告書」を提出することになる。改善・改革活動の状況をP D C Aサイクルに沿って継続的に把握するという観点から見ると、2006年にまとめられた、教学的戦略的関係、管理運営の制度・組織関係、施設・環境関係の3つの領域にまたがる行吉学園の改革課題21項目(『学園ニュース』第35号)に基づいて(Plan)、2006～2007年に改善・改革を進め(Do)、それについて委員会が2006～2008年に点検・評価作業を実施してきた(Check)。その総仕上げが大学基準協会による認証評価であると位置付

けている。一連の自己点検・評価作業と大学基準協会による大学評価結果に基づいて、更にアクション（Action）を起こすシステムになっている。

#### [点検・評価ー長所と問題点]

自己点検・評価の結果を基礎にして、改善・改革を推進するための本学の制度は2006年に改められたもので、まだシステムとしての有効性を判断するには早すぎるが、現時点では改善の必要性を主張する議論はなく、スムーズにP D C Aサイクルに沿った改善・改革作業を推進できていることから、目標の達成に貢献していると考えられる。

特に、本学が実施する自己点検・評価は、自己点検と評価の2つの部会に分けて進められてきた。これまでのように大学の変革や現状を形式的・事務的に記述して自己満足するのではなく、自己点検部会が多面的に実施した自己点検を評価部会が第三者的視点に立って的確に評価することによって、点検内容と評価結果を考慮し、より具体的な改善への方策を計画的に講じができる点で優れており、教学、経営等の諸活動を不斷に点検し評価するという目標は達成されていると思われる。

一方、行吉学園の改革課題21項目についてみると、改善・改革に向けた取り組みが遅れている項目が残っている（例えば、危機管理体制の再検討）。将来構想や人事に係る事項等改善に時間を要するものは別として、早急に取り組むべき課題で取り組みが遅れ気味になっているものがあることは、現在の問題点である。

#### [今後の改善・改革に向けた方策]

改善・改革に向けた取り組みをより効果的に進めるためには、改革原案は常任理事会において審議・決定の後、実行に移され、その事務を学園企画室で担当するという体制をより機能的なものにする必要がある。

また、委員会が改革・改善活動の状況をP D C Aサイクルに沿って継続的に把握し、自己点検・評価を実施するプロセスにおいて、法人本部のメンバーが大学の委員会に加わっている方が機動的に作業を進めることができるケースも多いと判断された。そこで、2007年度より法人本部から本部長、総務部長、財務部長が本学の自己点検評価運営委員会に参加することとした。

それらをふまえ、法人本部の係りをより強化し、大学の改革を迅速に行うため2008年4月に自己点検・評価の体制を改め、大学の自己点検・評価の組織に法人本部を組み込んだ。

また短期大学を含めて学園全体の改革改善をより強力に推進するため、常任理事会と構成員を同じくする学園自己点検・評価推進委員会と形式を改めスピードと実行力を高めた。

## B. 自己点検・評価に対する学外者による検証

### 必須・自己点検・評価結果の客觀性・妥當性を確保するための措置の適切性

#### [現状の説明]

本学は、今回認証評価を受けることになるが、これまでに別の外部評価を受けたことはなく、有識者会議のような組織も設置していない。

現在、自己点検・評価結果の客觀性・妥當性を確保するために取っている措置としては、本学の教職員ばかりでなく理事会構成員や退職教職員の一部にも『自己点検・評価報告書（2007年度版）』を配付し、積極的な意見を提出してもらう機会を作っていることがあげられる。また、

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価  
(認証評価)  
結果

卒業生については、年1回開催される神戸女子大学同窓会「青山会」を本学の改善・改革について訴える機会として利用しているが、対象が一部の卒業生に限られているという問題点がある。保護者については、地方（2～3箇所）及び須磨キャンパスで年1回開催される「神戸女子大学教育後援会」とその総会を通して大学に対する意見の集約がなされていて、その中で自己点検・評価結果に対する説明もなされている。2008年度「神戸女子大学教育後援会」による教育懇談会の日程は以下のとおりであり、その内容については『神戸女子大学教育後援会会報』第6号に記述されている。

- ・ 8月30日（土）富山県富山市 大学報告
- ・ 9月13日（土）愛媛県松山市 大学報告とミニ講義
- ・ 9月14日（日）広島県福山市 大学報告とキャリアサポートセンターの活動
- ・ 11月15日（土）神戸女子大学須磨キャンパス 大学報告と個別懇談

#### [点検・評価一長所と問題点]

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための厳密な措置がとられていないことが、問題点と考えられる。

#### [今後の改善・改革に向けた方策]

今後、P D C Aサイクルに沿って恒常に自己点検・評価活動を進めていくが、定期的な認証評価以外の外部評価については議論されたことがない。学長が提案して常任理事会で外部評価について議論し、その結果に基づいて委員会が具体案を作成することとしたい。

### C. 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

#### 必須・文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

文部科学省からの通知（指示事項含む）事項等に対する本学の対応は以下に示すとおりである。

認可等年月日	認可事項等	留意事項等（認可時）
	留意事項等への対応	
2000年3月27日 通知 (文教教第40号)	教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について（大学学部等の課程） <ul style="list-style-type: none"> <li>・文学部 文学科国文学専攻（中・高一種国語） 英文学専攻（中・高一種英語）</li> <li>史学科（中学校一種社会、高校一種地歴）</li> <li>教育学科（幼稚園一種、小学校一種）</li> <li>・家政学部 家政学科（中・高一種家庭科）</li> <li>管理栄養士養成課程（中・高一種家庭科）</li> </ul>	なし
2000年12月21日 通知 (文教教第40号)	教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について（大学学部等の課程） <ul style="list-style-type: none"> <li>・文学部 社会福祉学科（高校福祉一種）</li> </ul>	なし

## 第14章 点検・評価

2002年12月19日 通知 (14文科高第480号)	神戸女子大学の専攻科の設置に係る届出について ・学校教育学専攻科	なし —
2003年3月5日 通知 (14文科初第1156号)	教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について(大学専攻科の課程) ・学校教育学専攻科(幼稚園専修、小学校専修)	なし —
2005年3月29日 通知 (16文科初第1266号)	教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について(大学学部等の課程) ・家政学部 管理栄養士養成課程 (中・高家庭科一種、栄養教諭一種)	なし —
2006年3月13日 通知 (17文科初第1082号)	教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について(大学学部等の課程) ・文学部 ・日本語日本文学科(中・高一種国語) ・英語英米文学科(中・高一種英語) ・健康福祉学部 ・健康福祉学科(高校一種福祉)	なし —
2007年3月16日 通知 (18文科初第1174号)	教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について(大学学部等の課程) ・文学部 神戸国際教養学科 (中・高一種英語、中学校一種社会)	なし —
2006年5月2日 電話連絡 2006年7月10日 文書による依頼 (事務連絡)	教職課程認定大学の実地視察について 教職課程: ・文学部 教育学科 日本語日本文学科 英語英米文学科 史学科  ・家政学部 家政学科 管理栄養士養成課程  ・健康福祉学部 健康福祉学科  2006年7月13日視察	<p>1. 学内における教職課程の運営のチェック体制にも不十分な点がないか確認してほしい。</p> <p>2. 教育職員免許法施行規則に定められた「各科目に含めることが必要な事項」がシラバス上明記されていない科目があるのでシラバスの充実を図ってほしい。</p> <p>3. 授業科目で不適切な授業内容が見受けられるので、授業内容を再検討してほしい。</p> <p>4. 授業科目「総合演習」については、教育職員養成審議会第一次答申の内容の趣旨を踏まえた授業となるように、その実施方法も含め授業の在り方を再検討してほしい。</p> <p>5. 教育実習校との連携をもとに、実習生の授業や生徒指導の様子について具体的な課題を把握し、大学としての組織的な指導を行い、実習生が実践的な指導力を形成することができるよう指導に当たってほしい。</p>

	<p>1. 従来の「教職指導委員会」を 2007 年 4 月 1 日より改組し、学生への教職指導のみでなく、カリキュラムの体系的編成や法令順守、更にシラバスの点検も含めた機能を持たせた組織として「教員養成カリキュラム委員会」を設置した。また、学内各部門に分散していた教職課程に係る事項（履修指導、教育実習指導、カリキュラム編成、教員採用指導等）を体系的にまた、一元的に取り扱うことを目指した「教職支援センター」を設置し、教学部門及び事務部門も一体化し、より専門性を高めて学生支援を行っていくことを目的とする措置を講じた。</p> <p>2. 当該事項を明確化するためにシラバス内容を変更した。しかしながらまだ不十分な科目については、2008 年度に向け、遗漏なきように教職支援センターが中心となり、教員養成カリキュラム委員会において点検し、全ての教職科目に反映させる。</p> <p>3. 内容を再検討し、指導内容を適正なものに改めた。</p> <p>4. 幼・小免許の「教職総合演習」では、具体的なテーマを明示した内容に変更した。中高免許については、2008 年度に向け、教員養成カリキュラム委員会において適切な教育内容とするよう検討している。</p> <p>5. 現在、実習担当教員が実習校を訪問し、指導教員と実習に関する意見交換を行うとともに、実習生の授業参観をもとに授業に対するコメントや激励を行っている。2007 年度より教職支援センターが主導し、訪問担当教員に対して、更に実習生の授業や生徒指導の様子について、具体的課題を把握した上で、訪問指導を行い、実習校とのコミュニケーションを十分に図るよう指導することとする。</p>	第1章	
2006 年 5 月 17 日 通知 (18 文科高第 133 号)	大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について (通知) 2007.4.1 施行	大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行についての通知指示に基づき 2006.12.26 (行吉学園第 74 号) にて学則変更 (届出) を行う。 —	第2章
2007 年 7 月 31 日 通知 (19 文科高第 281 号)	<p>大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について (通知)</p> <p>1. 教育研究上の目的の明確化 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとすること。(第 2 条の 2 関係)</p> <p>2. 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準 大学が、一の授業科目について、講義と実習など二以上的方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。(第 21 条第 2 項第 3 号関係)</p>	<p>1. 教育研究上の目的の明確化 学則の第 1 条第 2 項を追記 「本学の設置する各学科又は課程における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。」として、学部生全員に配付する「2008 年度履修の手引」に目的等を明記した。</p> <p>2. 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準 学則第 22 条 (3) を追記 「一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上的方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。」とした。</p>	第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章
2007 年 10 月 11 日 通知 (19 文科科第 898 号)	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) に基づく体制整備等の実施状況報告書の様式及び提出について (通知)	2007.11.14 (神女大第 710 号) 指定の様式に基づき回答済み。 —	基礎データ

次に大学基準協会からの勧告事項等に対する本学の対応について記述する。

本学は1994年度において、大学基準協会への加盟申請を行い、1995年3月14日付け大基委判第64号により、大学基準協会維持会員（学部）として加入・登録が承認された。

その際①全学に関する事項6項目、②家政学部に関する事項3項目、③文学部に関する事項3項目、④一般教養的教育等に関する事項1項目の改善勧告を受けた。

これら勧告事項に対する改善対応報告については以下に示すとおりであり、最終報告は2002年7月23日神女大118号（訂正報告2002年8月2日）により行った。この報告に対して2003年3月24日付大基委相第268号により、今後も改善への努力を期待する旨の概評と同時に「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との内容の回答を得た。

爾後、大学基準協会会員に義務付けられた相互評価を受ける機会に恵まれず、今般の評価を受けることとなった。

勧告（お願い）等 年月日	勧告（お願い）事項等	勧告（お願い）事項等への対応
1998年4月17日 改善報告書の提出について（お願い） (大基委相第3号)	<p>改善報告書の提出について 1995年4月1日付の本協会の維持会員に加盟・登録した際に付された勧告に対する改善報告書の提出依頼。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全学に 関すること</li> </ul> <p>1. 全学の教員組織について 年齢構成の適正化</p> <p>2. 全学の教育研究施設について</p> <p>3. 教員の任免事項について ・教授会の主体性の確保、改善</p> <p>4. 経費関係事項について ・専任教員の給与等の改善</p> <p>5. 財政状況について ・全消費支出に占める教育研究経費の割合が低いことの改善</p> <p>6. 管理運営組織について ・学長選出規程の整備</p>	<p>1998年7月27日 神女大102号 改善報告書の提出</p> <p>1. 適正化の努力にも拘らず、1994年度とほぼ横ばいに終わったことの報告。更に継続して適正化に努めることの報告。</p> <p>2. 1994年11月16日竣工の講義室(9)、演習室(2)の増築の報告。</p> <p>3. 1997年の学長交代時、人事委員会を設置したこと、教員の任免については資格審査、昇格も含めて人事委員会の審査を受けることにして、各学科・専攻の意向を反映する人が可能になったことの報告。</p> <p>4. 1997年、教授～助手の各職種とも最低額において大幅な改善がみられたことの報告。</p> <p>5. 1994、1995年度は、阪神・淡路大震災の影響で修繕費及び營繕費が大幅に増加した。1997年度は、1993年度の伸び率0.3%の改善の報告。</p> <p>6. 1997年の学長交代時、学長任用規程の整備の報告。</p>
・家政学部に 関すること	<p>1. 学部等の学生定員及び在籍学生数について ・在籍学生数が総定員に比して多いことの是正</p> <p>2. 学部教育の教員組織について ・全学同様の適正化の努力</p> <p>3. 学部の教育研究施設について ・全学同様の改善</p>	<p>1. 1998年5月現在の若干の改善の報告。</p> <p>2. 在籍教員の年齢構成の関係から、退職者が少數で、平均年齢が上昇したことの報告。継続して適正化努力の報告。</p> <p>3. 1994年11月16日竣工の講義室、演習室の増築の報告。</p>

・文学部に関すること	1. 学部等の学生定員及び在籍学生数について ・在籍学生数が総定員に比して多いことの是正  2. 学部教育の教員組織について ・全学同様の適正化の努力  3. 学部の教育研究施設について ・全学同様の改善	1. 1998年5月現在、総定員の1.2倍。新設の社会福祉学科を除くと1.18倍に抑えることができたことの報告。  2. 年齢構成の関係から若干の若返りを図ることができたことの報告。  3. 1994年11月16日竣工の講義室、演習室の増築の報告。
・一般教養的教育等に関する事項	1. 学部教育の教員組織について ・人文、社会科学系の専任教員の充実	1. 各学科に属さない科目担当を教育学科所属にしている現状から教養的教育の専任教員を特定するのは、とくに人文科学系の場合は困難である旨の報告。社会科学系も課題を残している旨の報告。
1999年3月25日改善報告書の検討結果 (大基委相第147号)	再度報告が求められる事項について 次回、2002年7月末日までの提出願いがあった。  1. 専任教員の高齢化 ・年齢構成の適正化  2. 専任教員の給与等の改善  3. 家政学部の在籍学生数が総定員に比して多いことの是正  4. 家政学部の学生用実験・実習室が狭隘であることの改善	2002年7月23日 神女大118号 改善報告書の提出  1. 行吉学園再雇用に関する規程で定年延長に歯止めをかけ、また、一般公募制を2002年より採用したこと、2002年度の採用者は、すべて50歳代であったことなど改善対策を行ったことの報告。  2. 1997年度と2001年度で平均年収額の改善があったことの報告。  3. 合格者から入学者への歩留が年々大きく変動し入学者の推定に苦慮していること、短期間での改善が困難である旨の報告。  4. 現在の4年制の学部で狭隘であるが、短大キャンパスでは臨時の定員の返上に伴い、余裕が生じつつある。全学のキャンパス配置を含めて検討する旨の報告。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価  
(認証評価)  
結果

